

石綿（アスベスト）有無チェックシート

特定建設作業実施届出書を提出する際に添付してください。

本チェックシートは事前調査結果報告書ではありません。

工事名			
担当者			
連絡先(携帯)			
工事対象建築物等の 竣工年月日		解体対象床面積 (合計)	m ²

1 当該工事は、解体・改造・補修を伴う工事ですか。

- YES NO (→ 質問 2 以降の記入不要^{※1})

※1 工事対象が道路土工、舗装、橋梁、トンネル、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建物に設置されているもの、建築材料に石綿が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める令和 2 年環境省告示第 77 号に掲げる工作物（特定工作物^{※2}）を除く。）の場合など

2 発注者へ石綿含有建築材料の有無の事前調査の結果を書面で説明しましたか。

- YES NO

3 石綿事前調査結果の報告について。

- 報告済 → システム（申請番号： ）
 書面



事前調査結果報告については
こちらをご覧ください

→ 質問 4 以降の項目記載不要

- 報告予定（申請方法： 電子・書面）
 報告対象外 【石綿に係る事前調査は必要です。】

- 建築物の解体：床面積 80m² 未満 建築物の改造・補修：請負代金 100 万円未満
 特定工作物^{※2}の解体、改造・補修：請負代金 100 万円未満 特定工作物^{※2}ではない

4 石綿含有建築材料の有無の事前調査は必要な知識を有する者が実施しましたか。

- YES 一般建築物/特定建築物/一戸建て等石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者、令和 5 年 9 月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
 NO → 建築物は令和 5 年 10 月 1 日、工作物は令和 8 年 1 月 1 日から有資格者の調査が義務付けられています。

5 建材中の石綿含有調査結果について。

建築材料の種類	レベル	建材無	建材有					石綿有・みなしの場合
			石綿有	みなし	石綿無			
					設計図書 かつ目視	分析	その他	
吹付材	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作業開始日の 14 日前までに特定粉じん排出等作業実施届出書の提出要 <input type="checkbox"/> 届出済み <input type="checkbox"/> 届出予定
保温材、断熱材、耐火被覆材	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上述建材以外	3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

石綿含有建材が使用された建築物・工作物を解体、改造又は補修する際は、特定粉じん排出等作業実施届出書の対象工事ではない場合（レベル 3 建材）でも作業計画を作成し、当該計画に基づいて作業を行うことが必要です。

事前調査は大防法、石綿則のいずれにおいても原則として全ての建築物、工作物の解体等を行う際に実施することが義務付けられています。ただし、以下の作業については、建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査を行う必要はありません。

- (ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- (イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- (ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。
- (エ) 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修等の作業
 - a 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第二号に規定する外郭施設及び同項第三号に規定する係留施設
 - b 河川法（昭和 39 年法律第 67 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
 - c 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備
 - d 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設
 - e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
 - f 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設
 - g 鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 9 条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）
 - h 軌道法施行規則（大正 12 年内務省令運輸省令）第 9 条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
 - i 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建物に設置されているもの、建築材料に石綿が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める令和 2 年環境省告示第 77 号に掲げる工作物（特定工作物^{※2}）を除く）
 - j 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 79 条に規定する滑走路、誘導路及び I[°] ロ[°]
 - k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
 - l ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
 - m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
 - n 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）
 - o 自衛隊の使用する船舶（防熱材接着剤、諸管フランジガasket、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く）

※2 特定工作物

- ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）※農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。
- ⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板※鉄道施設（鉄道事業法第 8 条第 1 項に規定する鉄道施設をいい、軌道法による軌道設備を含む。）は含まない。⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）